

政治資金監査に関するQ & Aの追加について

○ 所得税等を徴収（天引き）した場合の会計帳簿の記載方法

（趣旨）

国会議員関係政治団体が職員に給与等を支払う際には、各法律上、所得税や社会保険料等を徴収して国等に納付することとされているが、当該所得税等に係る会計帳簿への記載方法について、登録政治資金監査人から政治資金適正化委員会事務局に対して問い合わせがあった場合は、政治団体の判断により、下記の方法等により記載することとなると政治資金適正化委員会事務局は回答している。（政治資金監査報酬に係る源泉所得税についても同様）

- ① 給与等の支払日に、所得税等を控除した実支給額を職員に支出した旨記載し、国等への納付日に、所得税等を支出した旨を記載する。
- ② 給与等の支払日に、所得税等を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載する。

当該記載方法については個別に回答してきたところであるが、同旨の問い合わせが度々寄せられていることから、以下のとおり政治資金監査に関するQ & Aを追加し、登録政治資金監査人等へ周知することとした。

これに伴い、「V. 政治資金監査指針② 個別監査指針」内のQ & A (V-47) の番号を1つ繰り下げる。

【追加するQ & A】

V-47 所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法	
Q	政治団体が職員に給与等を支払う際には、政治団体は、所得税や社会保険料等を徴収して国等に納付することとされているが、当該所得税等について、会計帳簿にはどのように記載すべきか。
A	政治団体の判断により、以下の方法等により各政治団体の実態に即した形で記載することとなります。 ① 給与等の支払日に、所得税等を控除した実支給額を職員に支出した旨記載し、国等への納付日に、所得税等を支出した旨を記載する。 ② 給与等の支払日に、所得税等を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載する。

<参考>

上記①又は②のそれぞれの会計帳簿への具体的な記載方法及び政治資金監査における確認方法としては、以下のとおりとなる。

具体例

政治団体が、1月16日に職員に給与20万円を支払い、そのうち所得税及び復興特別所得税分1万円、健康保険料等2万円について徴収（天引き）した。

健康保険料等2万円については1月31日に、所得税1万円については2月10日に、それぞれ納付した。

※ 金額は例であり、実際の所得税や健康保険料等の額とは異なる。

【①の場合】

会計帳簿への記載方法

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費 (1) 人件費	給料	170,000	H29.1.16	〇〇 〇〇 (政治団体の職員名)	東京都〇〇区〇〇町 〇〇番地
	健康保険料等 (職員負担分)	20,000	H29.1.31	〇〇社会保険事務所	東京都□□区□□町 □□番地
	所得税 (職員負担分)	10,000	H29.2.10	〇〇税務署	東京都××区××町 ××番地

領 収 書

△△△△（国会議員関係政治団体名）様

¥ 170,000-

ただし、〇月分給与として

※上記金額のほか、所得税、復興特別所得税及び健康保険料が貴団体により徴収されております。

上記の金額を領収いたしました。

平成29年1月16日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇（国会議員関係政治団体の職員名） ㊟

【②の場合】

会計帳簿への記載方法

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費 (1) 人件費	給料	200,000	H29.1.16	〇〇 〇〇 (政治団体の職員名)	東京都〇〇区〇〇町〇 〇番地

領 収 書

△△△△ (国会議員関係政治団体名) 様

¥ 200,000 -

ただし、〇月分給与として

※上記金額には、所得税、復興特別所得税及び健康保険料の徴収額が含まれています。

上記の金額を領収いたしました。

平成 29 年 1 月 16 日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇 (国会議員関係政治団体の職員名) ⑧